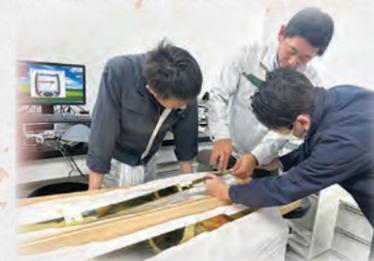


伝統芸能文化
復元・活性化共同プログラム

令和
8
年度

募集案内



古典芸能・民俗芸能を
未来につなぐ企画を
全国から募集します！



応募期間 令和8年 4月1日(水) - 6月26日(金) 17時提出先必着

伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス
〒604-8156 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
京都芸術センター内
TEL 075-255-9600[10:00-18:00] FAX 075-255-9601
E-mail taro@traditionalarts.net
URL <https://www.traditional-arts.org>

TARO
伝統芸能文化創生プロジェクト

伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス
(Traditional Arts Archive & Research Office 略称TARO)
(京都市、公益財団法人京都市芸術文化協会)



本プログラムの紹介動画を
YouTubeで配信しています。

京都市
CITY OF KYOTO

藝文京
GEIBUNKYO

伝統芸能文化復元・活性化共同プログラムについて



目的

伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援し、伝統芸能文化を**現代に適合した形**で復活させることを目指します。

特徴

- 伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品の復元や、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組を**伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと申請者が共同**で行います。
- **全国の取組が対象**になります。

募集事業

- 伝統芸能文化の保存・普及・活用・若手育成のために必要な取組
- 継承に関して緊急性・必要性が高く、関係機関の協力が必要な取組

対象者

研究者及びコーディネーター、実演家、職人、地域の文化を保存する方々等が応募できます。個人の活動も申請できます。

負担金額

上限額は、**1件当たり70万円**です。対象外経費もありますので、詳しくは事業概要をご確認ください。

募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年6月26日(金)まで(17時提出先必着)

○共同プログラムについて、事業に関することから、申請書の書き方、申請するプログラムの内容まで、幅広くご相談を受け付けております。以下までお気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ・事前ご相談／申請書提出先】

伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス(京都市、(公財)京都市芸術文化協会)

〒604-8156 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2 京都芸術センター内

TEL:075-255-9600(平日 10:00~18:00)

MAIL:taro@kac.or.jp / taro@traditionalarts.net(左記の2つの宛先にお送りください。)

WEB:https://www.traditional-arts.org

※事前にメールでご連絡いただくとスムーズです。

ご相談は対面・オンラインのどちらでも行っておりますのでお申し込みください。



公式ウェブサイト

事業概要

1 共同プログラムの目的

本プログラムは、伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品やそれに係る伝統工芸技術の復元^{*}、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組等、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援するものです。公募で採択した事業については、申請者と伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス(京都市、京都市芸術文化協会)が共同で実施します。

本プログラムで対象となる取組は、伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品、原材料の生産といった「モノ」やそれらを製作、生産する「技」の復元、演者や職人の後継者やそれを支援する人材といった伝統芸能文化を支える「人」の育成、かつては行われていたが現在は中断している「芸能そのもの」の再生です。

伝統芸能文化の保存に対する助成金とは異なり、企画から運営まで伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと連携して取り組み、伝統芸能文化を現代に適合した形で復活させることを目指します。

※本プログラムにおける「復元」とは、伝統的な技術、素材を使ったものだけでなく、新素材・新技術を利用したものも含まれます。

2 伝統芸能文化とは

本プログラムで対象とする「伝統芸能文化」とは、**古典芸能や民俗芸能**、これらに不可欠な**楽器・用具用品及びその材料**、その製作に関わる**伝統工芸技術等**、多くの分野を総合した概念とします。(国・地方公共団体に指定・登録されていない無形の文化財も本プログラムの対象となります。)

古典芸能	民俗芸能
日本で近世以前に創始され、現在も伝承・実演されている芸能。能・狂言・歌舞伎・文楽・日本舞踊・邦楽・落語・講談・浪曲・漫談等を対象とする。	五穀豊穡・長寿・悪霊退散などを神仏に祈って行われる民間の信仰行事に伴い、各地域社会で伝承されてきた芸能や、その他、広い意味での儀礼・祭礼・年中行事等を対象とする。
上記に関わる楽器・用具用品、材料や伝統工芸技術等	
古典芸能、民俗芸能に用いられる楽器・用具用品、またはそれらを作るために必要な材料や伝統工芸技術等を対象とする。	

3 募集する事業

本プログラムで募集する事業は、以下の2点を踏まえた内容とします。

①伝統芸能文化の保存・普及・活用・若手育成のために必要な取組

②継承に関して緊急性・必要性が高く、関係機関の協力が必要な取組

他分野の芸能や他地域でのモデルケースになる、あるいは取組を通して形成されたネットワークが芸能継承への大きな一歩となるなど、その成果が特定の地域や団体のみではなく、幅広く還元されていくことを期待しています。

伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスや他機関との共同を通して、次世代へ芸能を繋げていくために必要な取組、また挑戦したい取組をお寄せください。

公演などイベント形態の申請も可能ですが、公演単体ではなく、TAROをはじめとする外部機関と共同する必要性がある取組、次世代へ芸能を継承していくための取組を積極的に支援します。以下、例をご参照ください。

【公演形態の取組例】

- 若年層の観客発掘へ向けたプログラムの開発(研究者・機関と共に公演後の効果測定を行うなど最適な形態の模索)
- 芸能普及を目指し、実演家以外の新たな分野と共同するプログラムの開発
- 若年層をターゲットにした広報手法の開発
- 若手実演家(技術者)の養成に必要なプログラムの開発
- 新作や復曲の作品創作へ向けたリサーチを主とするもの
- 次世代へ芸能継承していくためのネットワーク作りを主とするもの
- 今までにない公演形態の提案やそれに向けたリサーチ

【共同プログラムの対象とならないもの】

- 政治的又は宗教的な宣伝意図、また、宗教そのものを維持・発展させる取組
- 慈善事業への寄付を目的として行われる取組
- すでに国(文部科学省・文化庁等)の補助金や委託費、芸術文化振興基金、地方公共団体、民間団体等から助成金等を受けている事業と内容が重複している取組
※ただし、それと関連のある別の取組は対象になりますので、4ページの「○他の補助金との重複について」をご確認ください。
- 利益追求を主たる目的とする取組

4 審査のポイント

①伝統芸能文化の持続可能な継承が期待できること

②将来像と実現に向けた具体的かつ主体的な方策が適切に示されていること
年度毎の具体的な成果の達成が見込まれるものであること

③本事業の達成によって見込まれる効果・影響力が大きいこと

5 事業実施期間

共同プログラム実施に関する覚書締結後(令和8年9~10月予定)から令和9年3月31日まで

6 応募資格

伝統芸能文化を継承・支援することに関わる団体・個人(ただし、地方公共団体は除く)

7 実施計画

- 本プログラムに応募するためには、1~3年の計画を策定する必要があります。採択事業については、その計画に基づき、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと協議のうえ、令和8年度の取組内容を決定します。
- 本プログラムの共同事業としての期間終了後も様々な取組を継続して行う計画があるなど、一過性ではない取組が対象です。
- 計画の2年目以降の内容は審査の参考情報とさせていただきます。

8 共同プログラムとして負担する金額

令和8年度の取組に対する負担金額は上限70万円です。なお、採択額は予算の範囲内で決定します。採択後、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと協議のうえ、取組を実施する経費と支払先を確定します。

参考 共同プログラムの対象外経費の例

- 事務運営管理に関する経費
…事務所維持費、電話代、消耗品費、ウェブサイト作成運用費、常勤職員給与、振込手数料、予備費等
※通常業務とは別に、本プログラムに直接関わる活動に要した費用については、根拠を明確にしたうえで計上することは可能です。
- 団体の財産になり得る物の購入や製作、建物の改修経費(材料費を含む)
※事前協議により承認したものを除く事務機器、什器、その他備品(活動終了後、団体又は個人の所有物となるもの)の購入経費等
※本プログラムの実施経費を、建物、機器、什器その他備品の改修のみに使用する場合はプログラム自体の対象になりません。
- 行政機関に支払う手数料
…印紙代、ビザ取得経費等
- 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
…交際費、接待費、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費等
- 上記のほか、団体の自主財源により賄うべき経費
…礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、クリーニング代、ガソリン代(レンタカーに係る場合は除く)、タクシー代等
- コンクール等に係る審査経費(謝金、旅費等)及び賞金、商品代
- 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等)
- 催事(イベント)保険料
- 研修受講者に対する手当、旅費
- 事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

応募期間

1 応募期間

令和8年4月1日(水)から6月26日(金)まで(17時提出先必着)

2 提出書類

以下の書類を提出してください。なお、提出後の差替えは認められませんので、ご注意ください。

- 申請書類
- 収支予算書
 - ※伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスのウェブサイトから申請書の様式をダウンロードしてください。(URL、QRコードは1ページ下部を参照)
- 団体や個人の概要、名簿、規約等
- 取組が分かる資料
 - ※活動履歴、継承してきた伝統芸能文化の参考資料、新聞掲載記事
 - ※道具、原材料の復元・活性化の場合は写真、現在の道具、原材料の分析を行った資料等を提出してください。(原則、A4片面印刷×10枚まで)
- 【民俗芸能に係る申請の場合】推薦書(推薦者は、保存会の会長等。書式自由。)

3 提出方法

応募期間中に、申請書提出先まで、印刷した申請書等書類(各1部)を提出してください。可能な方は、郵送に加えてメールまでPDFデータを送付していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類は、簡易書留等、送付記録が残る方法で送付してください。提出書類は返却しませんのでご了承ください。

4 実施計画書の作成等に関する留意点

- 応募できる事業の申請書は、個人・団体あたり1件とします。申請状況や採択結果は公開いたします。
- 1～3年間の期間の計画内容を記載してください。
 - 事業の採択は年度ごとに行います。
 - 共同プログラムとしての期間終了後も地域において様々な取組を継続して行う計画があるなど、一過性ではない取組が対象です。
- 採択後、実施計画書や予算書については、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスとともに、より詳細なものを作成します。民俗芸能に関しては、当該地域における文化財保護行政へのヒアリング等を行う場合があります。
- 京都の伝統芸能文化の振興への貢献について
 - 本プログラムは現在もしくは将来的に京都の伝統芸能文化の振興につながるものが対象です。京都の伝統芸能文化の振興にどのように貢献できるかを具体的に記載してください。
- 本プログラムで得た成果について
 - 本プログラムで得た成果は情報公開するとともに、全国へ還元してください。
 - 当該年度に行う中間報告会で事業実施の経過を報告いただくほか、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスの作成する広報物やウェブサイト等で公開しますのでご了承ください。
- クレジットについて
 - 事業の実施に当たっては、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスとの共同事業である旨を、広報物等に明記してください。
- 他の補助金との重複について
 - 応募者が同じ取組に対してすでに国(文部科学省や文化庁等)や芸術文化振興基金、地方公共団体、民間団体等の他の補助金を受けている場合、本プログラムの採択を受けることはできません。ただし、補助事業と関連のある別の取組は対象としますので、その場合は、その補助金の詳細(事業内容、所管、補助金名等)と、本プログラムに応募した事業内容がどのように異なるのかを明記してください。

5 過去採択事業の紹介

過去に採択したプログラムの取組、またTAROと共同し、どの要素に取り組んだかを一覧表にしていますのでご参照ください。複数年継続した取組のなかで当てはまる要素に●を付けています。

採択年度	採択者	主たる取組	担い手確保・継承	代替品道具開発	道具技術・演目や曲の復元	教育法開発	交流会・試奏会	冊子動画アーカイブ	ネットワーク構築
平成30年度	はしかみかね 上鳥羽橋上鉦講中	中断していた曲を復曲		●	●		●	●	
	柳川三味線(林美音子)	猫胴皮を和紙素材で開発		●			●		●
	ゴッタンプロジェクト	ゴッタンの歴史・製作技術の掘り起こし・ネットワーク化			●		●	●	●
令和元年度	祇園祭囃子方連絡会	鯨髭の鉦すりの柄を別素材で開発		●		●	●		
	新内節の発信と保存プロジェクト	楽曲のアーカイブ化と流派により異なる新内節を紹介	●				●	●	
	あざ 十津川盆踊り実行委員会	あざ各字の現状調査、十字のネットワーク化	●			●	●	●	●
令和2年度	かせどり 加勢鳥保存会	失われた藁蓑の製作技法を学ぶことで復元			●	●		●	●
令和3年度	十松屋福井扇舗	扇の写しの技法を若手に継承、アーカイブ化			●		●	●	
	石見神楽産業化モデル事業実行委員会	笛譜・口唱歌の作成と若手世代への教育法の開発	●		●	●	●		●
	次代に邦楽をつなぐプロジェクト(常磐津)	小中学生が邦楽を学ぶ教育法を開発	●		●	●		●	●
令和4年度	社播州音頭踊り保存会 東条播州音頭踊り保存会	外部コーディネーター、他団体との協力体制の構築	●		●	●	●	●	●
	鯖江人形浄瑠璃「近松座」	若手に有効な楽譜資料のアーカイブ、他団体との交流	●				●	●	●
令和5年度	京都郷土芸能「活性化してやろう」会	他の芸能団体 中堅世代との交流、ネットワークづくり	●	●			●		●
令和6年度	加賀市獅子舞を応援する会	隣町の芸能と交流をうむ アーカイブの整理、発信					●	●	●
	まねき 嵯峨祭牡丹鉦保存会事務局	まねき 鉦の構造や材質調査、若手が使いやすい鉦の試作	●	●		●			●
令和7年度	千本六斎会	鉦すりを使用する他芸能の調査、製作手法アーカイブ公開		●		●		●	●

共同プログラム紹介動画

本プログラムの紹介動画を伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスYouTubeチャンネルにて配信しています。事業内容や、過去に採択されたプログラムも紹介していますので、是非ご覧ください。

▶ TAROのYouTubeチャンネル
▶ <https://www.youtube.com/@user-no4iq2ozln>



TAROのYouTube
チャンネル

以下、本プログラムにて作成した成果物の一部です。QRよりご参照ください。

「柳川三味線のための胴皮新素材
開発」の和紙胴お披露目会動画



「上鳥羽の芸能六斎の復活を
目指して一祇園囃子の創作」
事業報告書



「ゴッタン」の製造技法および基礎資料の
アーカイブと交流ネットワークの創出」作成物



「見島のカセドリ蓑製作技術の確保計画」
「蓑の作り方」冊子



プログラム採択者の声



郷土芸能の高齢化が進み、なんとかしなくてはという思いはあるが、それに適した人材やアイデアがなく、申請段階からTAROに相談しながら計画を作っていた。採択後は、保存会の一員のように芸能と近い場所にいてくださり、TAROという遠隔地からの協力を得て、居住地域が盛り上がっていったと思います。

芸能の公演補助は多数ありますが、共同する形態の支援は稀です。道具の件で申請し、リサーチや技術者とのコーディネート、課題解決など共に取り組んでいただきました。

プログラムが終了しても私たちも相談・情報共有するなど関係を継続しており、力強く芸能をサポートいただく存在です。



6 審査の流れについて

○第1次審査(書類審査)結果の通知(7~8月予定)

提出していただいた応募書類をもとに、外部有識者等による審査を行います。審査結果については、採否にかかわらず文書により通知します。

○第2次審査(ヒアリング審査)の実施(8月予定)

1次審査を通過された応募者を対象に、オンラインでのヒアリング審査を行います。2次審査の日程は5月中旬にウェブサイトにて公開します。

○第2次審査(ヒアリング審査)結果の通知(8~9月予定)

2次審査の結果は後日、文書により通知します。

7 採択後の流れについて

○プログラム実施に向けた打合せ(9~10月予定)

伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと共同して事業を実施するための打合せを行います。打合せ後、修正した申請書類を再提出いただき、実施内容決定後、覚書を締結します。

○プログラムの共同実施(覚書の締結後)(9~10月開始予定)

覚書の締結後、速やかに共同でプログラムを実施します。

○中間報告会の実施(令和9年2~3月)

事業の進捗状況を報告するための中間報告会を実施します。

○実績報告書等の提出(令和9年4月10日まで)

活動完了、又は令和9年3月末時点での実績報告書を、伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスに提出してください。

その他の留意事項

1 事業実施にあたっての留意点

○実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じそうな場合は、必ず速やかに報告してください。

○事業の実施報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、年度終了後、事業実施報告書等を提出していただきます。事業実施報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

○関係書類の保管

共同実施をした事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を共同事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間保存してください。

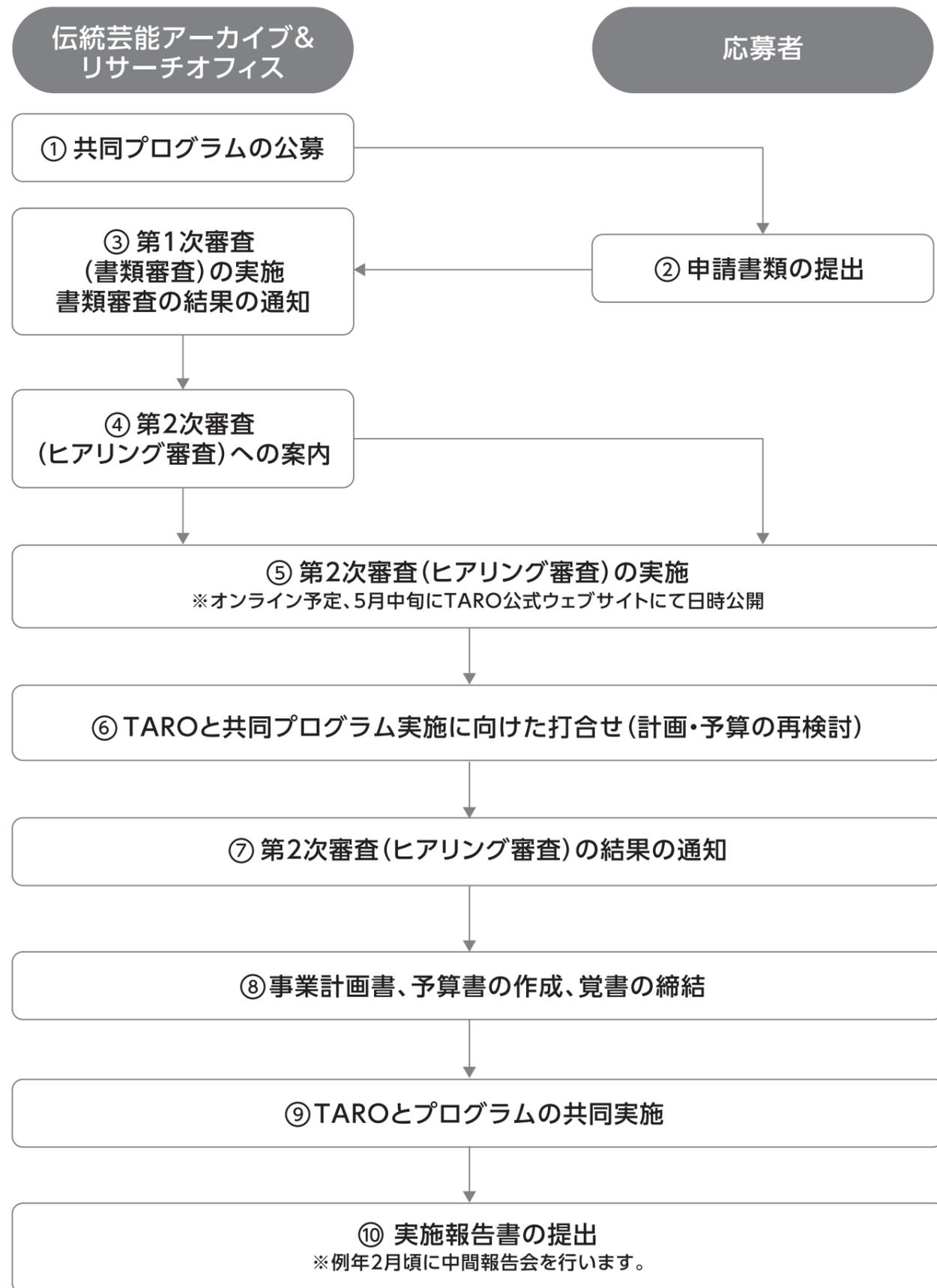
○完了検査

- ・本事業は、京都市と京都市芸術文化協会の事業であるため、事業終了後、京都市の職員が、実施状況や会計処理の状況について検査をする場合があります。
- ・本事業は、京都市の監査の対象事業であり、監査委員から指示があった場合には、検査に協力していただく必要があります。
- ・上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に支出したプログラム実施経費の返還を命じることがありますので、適切に事業を実施してください。

2 不正行為に係わる処分

不正行為に係る処分は、京都市補助金等の交付等に関する条例を準用します。

応募から採択・実施・報告までの流れ



申請書記入例

※様式は1ページ下部に記載のTARO公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

募集期間は、令和8年4月1日(水)から
6月26日(金)17時必着です。

令和8年〇月〇日提出

令和8年度 伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム 申請書

1 申請者情報

民俗芸能は、その保存会等の代表者や地域
団体からの推薦書が別途必要になります。

申請団体名 (ふりがな)		
代表者職・氏名		
事務連絡担当者氏名 (部署・職)		
(事務連絡担当者)	所在地	〒
	電話番号	必ず連絡が取れる方の連絡先を記載してください。
	FAX	
	E-mail	
ホームページ		
文化財の場合、国または 地方公共団体による指定等	指定等の名称や、その指定された年月日も含めて記載してください。	
国の補助金や芸術文化振興基金、 他団体(地方公共団体等も含む)の 補助金への応募の状況	必ず助成金の名称を記載してください。 申請中のものも記載対象です。	

2 実施計画書の名称 (ふりがな)

3 「復元」や「活性化」の必要性
(現在どのような問題があるか、緊急性や必要性を踏まえて記載してください。)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>• 現在抱えている問題にいたるまでの経緯やその背景について記載してください。 • 復元や活性化を行う、古典芸能や民俗芸能の由来・歴史も記載してください。</p> </div>
<p>楽器・用具用品の復元の場合、その所有者を明記してください。</p>

4 実施計画概要 (3で述べた問題をどのように解決するか、1～3年間の取り組み計画)

	想定している事業計画年数	年
<p>目的 (1～3箇年の取組を通じて何をを目指すのか)</p>		
<p>内容 (具体的にどのような取組をするのか)</p>	<p>伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィスと共同で行う必要性が分かるように何に対して共同を求めるのかを記載してください。</p>	
<p>効果 (この取組によって地域や各芸能分野にどのような効果が期待されるか)</p>		

5 令和8年度の実実施計画

	時期	実施内容(場所)
スケジュール		
目標 (4の実実施計画を遂行するための今年度の達成目標)		

4の計画において、令和8年度はどこまで実施するのかを、具体的に記載してください。
記入欄が不足する場合は、複数頁にまたがって記載してください。

何を以て目標を達成したことになるのか、具体的に分かりやすく記載してください。

外部と連携・協力を行っている内容について、できるだけ具体的に記入してください。

6 令和8年度の計画の実施にあたり、申請者と連携できる他機関等の協力の状況

	名称	連携・協力内容
企業等	(例) ○○会社	類似の素材・原材料の提供
大学等の研究機関	○○大学 ○○研究科	復元に関する学術的助言
団体	○○保存団体	継承に向けての助言
地方公共団体等	○○県 ○○課	○○○
その他、協力者	○○○ ○○○	地域とのコーディネート 取組過程のアーカイブ記録作成

7 期待される京都の伝統芸能文化の振興への貢献

以下に参考例を載せませんが、詳しくはTARO
までご相談ください。

<参考例>

- ・〇〇は京都の△△とよく似た構造を有しており、これを調査・分析・活用することで、京都における△△をはじめとする民俗芸能継承のモデルケースになることができる。京都の民俗芸能関係者などと交流し課題共有を行うことで、手法の共有と発信を図りたい。
- ・〇〇は我が国の伝統を支える重要な邦楽ジャンルの一つであり、諸芸の発祥の地である京都においても、欠くことのできない芸術文化の一つである。全国レベルで〇〇の担い手を育成し、京都の演者と積極的な交流の機会を創出することで、京都における伝統芸能文化振興に繋げることができる。

8 収支予算書

別紙を記入してください。(プログラム全体に要する収支を記入してください。)